

南部乗合ライドシェア実証実験プロジェクトマネジメント等業務基本仕様書

1. 業務名

南部乗合ライドシェア実証実験プロジェクトマネジメント等業務

2. 業務目的

小松市の南部地区（符津、矢田野、粟津、那谷）は、IR 粟津駅を中心に医療機関や商業施設等生活に必要な施設が集積している一方、矢田野地区等においては交通空白地帯となっており、さらに、令和 7 年 3 月の路線バス粟津線のダイヤ改正により大幅な減便が生じるなど、エリアのみならず時間帯の観点からの交通空白の拡大が見られている。

上記の課題を踏まえ、地域住民や来訪者の移動手段を確保し、交通空白を解消するため令和 7 年度に南部地区住民（符津、矢田野、粟津、那谷）及び観光やビジネスで南部地区を訪れる来訪者を対象に、道路運送法第 7 8 条第 2 号の自家用有償旅客運送を乗合方式で行う（以下「乗合ライドシェア」と言う。）南部乗合ライドシェアの実証実験を実施し、利用者や地域の声や利用実態等から課題の抽出・分析を行ったところである。

本業務においては、昨年度に抽出・分析された課題を解消し、地域住民や来訪者の移動手段を確保し、交通空白を解消するために実証実験を実施するもの。

3. 業務内容（案）

(1) プロジェクトの総合調整・管理に関すること

実証運行実施に向けた基本的事項の検討・とりまとめや、業務の全体管理（進捗管理を含む）、関係行政機関や配車システム事業者等関係事業者、地域住民との調整に必要な各種支援を実施する。

ア プロジェクトの基本的事項の検討・とりまとめ

- ・契約締結後に本市と綿密な打合せを行い、プロジェクト実施にあたり必要となる基本的事項について検討・整理を行うとともに、プロジェクト計画書として取りまとめを行うこと。
- ・現地での活動が必要な場合に迅速に対応できる体制を構築すること。

イ 業務の全体管理

本業務の円滑な実施に向け、進捗管理、本市や関係者との打合せを行うほか、必要となる支援を適宜行うこと。

ウ 関係事業者・機関との調整支援

地元交通事業者、関係行政機関（地方運輸支局等）への説明・協議を行うにあたり、委託業務の範囲に係る資料の準備や説明事項の整理、その他助言等の支援を行うこと。

エ 地域の合意形成に向けた支援

地域住民への説明・協議を行うにあたり、委託業務の範囲に係る資料の準備や説明事項の整理、その他相談対応等の支援を行うこと。

オ 利用促進に向けた支援

- ・利用促進に向けたチラシ作成や、プレスリリース、住民説明会の実施にあたり、委託業務の範囲に係る企画立案や、資料の準備、説明事項の整理、住民への説明、高齢者のスマホ教室等に関し、対応・支援を行うこと。
- ・住民説明会に関しては対面で実施すること。（住民説明会は20回を想定）
- ・周知に関しては、利用状況を調査、分析しながらターゲット毎に対策を講じること。（ホームページ、広報紙、SNS、ポスター・チラシ等）
- ・商業施設や医療機関、飲食店等と連携し、利用促進を進めること。（例：クーポンの配布等）
- ・現地での周知活動に対応できる体制を構築すること。ただし、本市と事前に協議の上、現地での業務を担うことができる事業者に業務を委託することができることとし、この場合において、現地での業務を行う者が行う準備行為等に関し、必要な相談対応・支援を行うこと。
- ・運行時間帯には、利用者やドライバー、配車システム事業者等との緊急時の対応ができる人員配置を行うこと。

カ スポンサー確保に向けた取り組み

- ・本業務の持続可能性を高めるため、地元企業や商業施設等を対象とした広告協賛や協力金等のスポンサー獲得に向けた企画立案を行うこと。
- ・スポンサー募集用資料の作成、候補企業への説明支援、および協賛特典（クーポン配布や車体広告等）の運用調整を行うこと。

キ 国庫補助金の申請に関する支援

国庫補助金の申請、実績報告を行うにあたり、必要な書類や資料の作成等支援を行うこと。

ク 小松市地域交通活性化協議会の支援

小松市地域交通活性化協議会で協議、報告する際には、必要な書類や資料の作成等支援を行うこと。

ケ その他

その他、業務の推進にあたり必要な支援を行うこと。

(2) 乗合ライドシェアに係るシステム・アプリの利用方法の説明・指導

本市が導入している配車システム・配車アプリ・ドライバーアプリが円滑に運用されるよう、配車システム事業者と連携しながら、本市や関係者（ドライバー、コールセンター、運行管理事業者及び本市が指定する者）に対し、説明や指導を行うこと。また、実証地域の住民や利用が想定される学校に対し、アプリの利用方法や利用相談、必要となる支援に適切に対応すること。（中学校、高校には、学校と相談し、必要であればタブレットを設置し、学生が学校から予約できるようにすること。）

(3) ドライバーの募集・研修・運行支援

ア 本業務実施に必要と想定されるドライバー数の確保に向け、広報及び募集を行うこと。なお、ドライバーとの委託契約は配車システム事業者が行う。

イ 委託契約後のドライバーに対し、大臣認定講習（交通空白地有償運送運転者講習）及びドライバーアプリ講習会等、安全運行に必要な講習を手配し実施すること。また、ドライバーとの意見交換等ドライバーが継続して安全運行を行うために必要な講習会を実施すること。

ウ 運行開始後は、利用者やドライバー、配車システム事業者、運行管理事業者等と連携し運行支援、緊急時対応等を行うこと。

(4) 備品の準備

公共ライドシェアの運行に必要な次の備品を準備すること。

- ・予約用タブレット（中学校1校、高校1校）

(5) コールセンターの設置・運営

電話による予約受付に対応するため次の基準を満たすコールセンターを設置・運営すること。ただし、本市と事前に協議の上、コールセンター業務を担うことができる事業者が業務を委託することができることとし、この場合において、コールセンター業務を行う者が行う準備行為等に関し、必要な相談対応・支援を行うこと。

- ① 利用者からの電話による受付及びシステム入力（利用者情報、配車指示等）を行うこと。（必要な機材は受託者が用意すること。）
- ② 1日あたりの電話予約者数・問い合わせ数を20人程度と想定し、予約の受付時間帯で常に電話で対応できる人員体制を維持すること。
- ③ 運行エリアの町名、医療機関、商業施設、福祉施設、公共施設、学校、道路等を把握し、スムーズかつ正確に対応できること。（地場のコールセンターが望ましいが、地場ではなくても同程度のサービスが提供可能であれば可とする。）
- ④ 本業務において利用者の登録を必須とする制度として構築する場合には、利用者の予約受付に加え、利用者登録・修正に係る受付業務にも対応すること。
- ⑤ コールセンターのスタッフに対し、必要な教育が実施されていること。

(6) 評価検証・改善の実施

運行開始後、利用状況に係るデータの集計・分析・評価を行うとともに、運行方法や周知、利用者支援など複数の観点からの改善を随時実施すること。また、見出された課題については、適宜本市へ報告を行うこと。

4. 運行要件（案）

南部地区における乗合ライドシェアの実証運行を下記のとおり実施することとする。

(1) 運行区域

- ア 小松市南部地区（符津、矢田野、粟津、那谷、月津、木場校区）
- イ 上記エリア外の下記目的地（予定）
 - ・イオンモール新小松
 - ・バロー串店
 - ・東野病院
 - ・串耳鼻咽喉科

(2) 運行期間

令和8年8月1日から令和9年1月30日まで（予定）

(3) 運行日・時間帯

- ア 運行日 月曜日から土曜日（祝日は運休）
- イ 時間帯 7時から19時

(4) 運行形態・乗降方式

- ア 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送による運行とする。
- イ 異なる出発地及び目的地間を移動する複数の利用者の乗合による運行とする。
（一般乗合旅客自動車運送事業と同様）
- ウ 区域内におけるドアツードア型での運行とする。

(5) 運行台数

同時に稼働する台数は2台以上を基本とする。ただし、需要に応じて柔軟に対応できること。

(6) 決済方法

- 下記の決済方法に対応すること。
- ア アプリ内決済
 - イ 車内でのQRコード決済
 - ウ 現金

(7) 運賃

1kmあたり300円とし、以降1km毎に100円加算とする。なお、らく賃パスポート利用者、学生、午後割引等の各種割引の制度あり。

(8) 予約方法

- ア アプリ及び電話による予約制とする。

イ 受付は乗車希望時間の5営業日前から15分前まで可能とすること。ただし、このパラメーターは柔軟に変更可能なこと。

ウ 中学校、高校の校内の中で、学生がタブレット等を利用し予約できるよう学校と調整しながらタブレット等を設置すること。

(9) その他

上記の事項は、運行に係る基本的な事項を定めるものであり、その他については、別途本市と協議して定めるものとする。

5. その他の提案

本仕様書は、業務実施にあたり最低限必要と考えられる事項を記載したものであり、受託者は業務目的等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

6. 成果物

(1) 成果物一覧

ア プロジェクト計画書

イ サービス説明書（利用者向けに利用方法を記載した書類）

ウ サービス利用規約

エ 運用体制一覧

オ 各種マニュアル

カ 利用実績・分析評価に関する報告書

キ 書類のデザインに使用した画像データ一式（該当データを利用して、本市が新たな画像を作成することを承諾すること）

ク 打ち合わせの議事録一式

(2) 納品場所

小松市総合政策部地域交通政策室とすること。

7. 委託料の請求及び支払

委託料の請求及び支払いについては契約前に本市と受託者にて別途協議を行い決定するものとする。

8. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び小松市個人情報保護法施行条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

9. 成果物の帰属

- (1) 業務による成果物及び派生する権利等の副産物は、全て本市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 本業務の成果物等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託者は、本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

10. 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と受託者が協議の上、本市の指示に従うものとする。

11. その他の事項

- (1) 運行形態（運行日、運行時間及び運行エリア）については、契約期間内であっても本市の指示により変更することがある。
- (2) 本業務のすべてを第三者へ委託することを禁止する。なお、業務の性質から、業務の一部を再委託する場合は、事前に本市の承認を得ること。なお、コールセンターについては、再委託が見込まれる業務として取り扱うものとするが、再委託先の受託者においても、本仕様書が定める情報セキュリティや秘密の保持は適用するものとする。
- (3) 本業務は、国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を活用した事業であることから補助申請に関する必要書類の作成や手続きを支援するものとする。
- (4) 本市は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (5) 契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを発注者に無償で引き継ぐこと。受託者は、引継ぎの完了を本市が確認した後、速やかに当該データの確実な消去を行い報告すること。その際、事業者が発生する費用については、別途請求しない。
- (6) 運用後に判明した本業務に関わる不適合が確認された場合は、受託者にて無償で改修すること。

12. 担当

小松市役所総合政策部地域交通政策室

電話：0761-24-8396

E-mail：kotsu-s@city.komatsu.lg.jp